

# 立憲君主制と象徴天皇制の間要約版

深 草 徹

## 目次

- 第1 はじめに
- 第2 象徴天皇制は日本古来の伝統への回帰か
  - 1 津田左右吉博士の見解
  - 2 石井良助博士の見解
  - 3 和辻哲郎博士の見解
  - 4 近代天皇制と象徴天皇制
- 第3 象徴天皇制へのプレリュード
  - 1 ソ連を頼りに国体護持をはかろうとする日本政府
  - 2 ポツダム宣言―無条件降伏路線を採択した連合国
  - 3 天皇および天皇制に対する連合国諸国の考え方
  - 4 米国の天皇および天皇制の取り扱いの検討―国務省筋
  - 5 米国陸軍および情報機関における天皇および天皇制利用の心理戦計画
- 第4 象徴天皇制への道―マッカーサーのビクトリー・ロード
  - 1 米国政府の対日占領政策における天皇および天皇制の位置づけ
  - 2 手さぐり状態のマッカーサー
  - 3 新たな心理戦の展開
  - 4 一気に勝負にでたマッカーサー
  - 5 日本側の動き
  - 6 米国本国政府はどう対応したか
  - 7 マッカーサーの最後の妙手
- 第5 終章
  - 1 独白録の成立事情
  - 2 まとめ

## 第1 はじめに

「昭和天皇独白録」で、昭和天皇は、立憲君主制をよりどころにして戦争責任を否定する弁明をしている。

果して明治憲法下の天皇制、とりわけ昭和戦前期における天皇制は立憲君主制であったのか。昭和天皇には戦争責任がなかったのか。法制面、政治過程の実態、思想・精神的構造を検討する必要がある。

戦後の象徴天皇制については、それが日本古来の伝統への回帰と言えるのか、なぜ象徴天皇制が定められたのか、象徴天皇制の定義と実情はどうか、これらが検討対象になる。

今回は、経過、背景、諸勢力の動機と思惑⇒なぜ象徴天皇制が定められたのかを明らかにしたい。「立憲君主制と象徴天皇制の間」の第一部の序説である。

## 第2 象徴天皇制は日本古来の伝統への回帰か

### 1 津田左右吉博士の見解

雑誌「世界」1946年4月号に載った「建国の事情と万世一系の思想」

記紀神話の解説私案を提示。大和国家の皇室は、5世紀には不動の地位を得るに至ったとし、その統治の特質として、天皇は政治の局にはあたらないこと、精神的・宗教的権威の獲得、文化的卓越性をあげる。時代が下り、天皇は、実際政治から遠ざかり、権家との関係ではむしろ弱者の位置に置かれることになったが、精神的権威としての崇敬は、民衆の間でむしろ高まった。

明治維新は、天皇親政を目指した運動であった。幕府と封建諸侯が消滅すると、立憲政体により天皇親政をむしろ抑制しようという考え方も生じたが、藩閥は、逆に天皇を国民の上に君臨する絶対的権力者とした。学校教育の場でも、万世一系の天皇を戴く国体の尊厳が教え込まれた。

国民の間には、なおも天皇を精神的権威として見、天皇に対する崇敬の念、親愛の情の表出が見られたが、昭和に至り、軍部及びそれに追随する官僚がそれをも押さえ込み、現代人の知性に適合しない極端な思想を強制した。

敗戦により、戦争の艱難辛苦を天皇に帰せしめ、天皇制廃止を主張する者が生じている。天皇の存在は民主主義と相反するとの主張もある。しかし、天皇は国民的結合の中心であり、国民的精神の生きた象徴である。

### 2 石井良助博士の見解

「天皇 天皇の生成および不親政の伝統」(講談社学術文庫)

畿内にあった邪馬台国の特質⇒卑弥呼のあと弱体化。台与のとき、奴国が東遷し、奴国王が邪馬台国の王の地位に。それが第10代とされる崇神天皇である。記紀の表記では、崇神天皇は「はつくにしらすすめらみこと」、台与は「豊鋤入姫命」で、崇神天皇の皇女とされているが、実際には、姥(祖父の姉妹)として崇敬の対象とされた。

崇神天皇は、かくて近畿、北九州を統合する邪馬台国=大和の王となり、四道将軍を

派遣し、宗教的威力をもって刃に血を塗ることなく、周辺諸小国を服属させていく。これが天皇統治の伝統となった。

天皇親政は奈良時代を中心とする時代と明治以後。この両時代とも、外国法継受時代である。

日本国憲法の象徴天皇制は、伝統回帰である。

### 3 和辻哲郎博士の見解

「国民統合の象徴」(勁草書房 1948年)

天皇の元来の呼称である「スメラミコト」という言葉は、天皇の伝統的な権能である「統一する」ことを表していた。日本国憲法に用いられる「日本国民統合の象徴」という言葉と同一である。

その統一とは、政治的な統一ではなく文化的な統一である。日本のピープルは言語や歴史や風習やその他一切の文化的活動において一つの文化共同体を形成してきた。日本のピープルは、その中から統一意識をはぐくみ、統一のシンボルとして尊皇の伝統を築いてきた。日本国憲法は、その伝統を明記したに過ぎない。

### 4 近代天皇制と象徴天皇制

近代天皇制、とりわけ昭和戦前期の天皇制について、一方では主として寄生的封建的地主階級に立脚し、他方で資本化階級にも立脚しつつ、相対的独自性をもった天皇制官僚の独裁であるという主張(日本共産党、講座派の主張)。近時の厳密な近代天皇制の政治過程研究によれば、これは一面的であるが、政治的経済的な説明としては妥当する面も。

象徴天皇制は、近代天皇制の上記側面には一大変革を加えた。しかし、天皇制のもう一方の柱である思想的・精神的構造においては、どれだけの変化・変革があったのであろうか。また象徴天皇制の実情は果してどうであろうか。

象徴天皇制を古来の伝統回帰として無批判に受け入れていいとは到底思われない。

## 第3 象徴天皇制へのプレリュード

### 1 ソ連を頼りに国体護持をはかろうとする日本政府

- ・ヤルタ密約による連合国の変質、ソ連大国主義と米国の戦後世界戦略の確執のはじまり
- ・日本国内における和平工作の動き・・・水面下⇒公然化
- ・日本側の願いは日ソ中立条約の継続。しかしソ連は破棄通告
- ・小磯内閣の崩壊と鈴木敗戦処理内閣の成立⇒方向性見定まらず、視線はソ連に
- ・米国、トルーマン体制の成立と「知日派」の活躍⇒日本はこの動向が見ていない
- ・和平派・東郷外相、ソ連を生命線とする陸軍中枢の戦略を逆手に、ソ連カードを切って和平工作開始。しかし、既に態度決定をしていた対ソ一辺倒の和平工作は柔軟性を欠いた。またその目的が国体護持=天皇と皇室の安泰であったことも大義にかける⇒実際、その後ソ連に翻弄され、空しく国内外の被害を拡大した
- ・その延長上で、ソ連を仲介に和平工作を図ることが国の最高方針となる

- ・まぼろしとなった近衛特使⇒近衛特使の和平案「和平に関する要綱」
  - ①国体の護持。国体とは皇統を確保し、天皇政治を行うことを主眼とするが、我が国古来の伝統たる天皇を戴く民本主義に復帰することを約束する、②領土は我が国固有の本土に制限されること、行政が若干の期間監督を受けること、戦争責任者の処分を認めること、一時的な完全武装解除を認めること、軍事占領は回避に努めるが一時的に若干の駐屯を認めることなど

## 2 ポツダム宣言—無条件降伏路線を採択した連合国

- ・ポツダム会談・・・スターリン対トルーマンの駆け引き
- ・原爆実験成功のニュースが、元来強硬派のトルーマンに自信を与えた
- ・ポツダム宣言・・・対日強硬策を最終決着、同時に対ソ強攻策でもあった
- ・穏当を欠く黙殺発言⇒広島原爆投下へ
- ・あせるスターリン、対日参戦を急遽前倒し
- ・ポツダム宣言受諾—二度の「聖断」を要した体たらく・・・決め手はソ連参戦
  - 「天皇の国法上の地位を変更する要求を包含しおらざることの了解のもとに」
  - ⇨バーンズ回答「降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認める措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かれるものとする」「日本国の最終的な日本の政府の形態はポツダム宣言に従い日本国民の自由に表明する意思により決定せられるべきものとする」

## 3 天皇および天皇制に対する連合国諸国の考え方

- ・ポツダム宣言における天皇および天皇制の扱い・・・少なくとも国民主権原理に反する天皇大権を否定しているが、そこから先は未定
- ・中国の論調・見解・・・蒋介石や中国共産党の見解では、日本国民の意思を尊重すべきだと公式論を述べられているが、概して中国の論調・見解は、天皇を戦争犯罪者として処罰し、天皇制は廃止されるべきだということに集約されるようだ
- ・オーストラリアの論調・見解・・・最強硬派といってよい
- ・英国の論調・見解・・・「立憲君主制」の国であるだけに、天皇制そのものを廃止せよという意見はあまり見られなかった。1944年段階で、王立国際問題研究所が作成した文書で「民主主義的な行政機関をもった立憲の君主制が日本と世界の利益のために最も好ましい解決となるかもしれない」と述べられていた
- ・太平洋問題調査会・・・それぞれの所属国にとらわれないアジア・日本問題研究者として、日本の天皇と天皇制についての論議

## 4 米国の天皇および天皇制の取り扱いの検討—国務省筋

- ・国務省筋の検討経過・日本降伏前
  - ・・・「知日派」優勢な国務省特別調査部・戦後対外政策諮問委員会・領土小委員会（1943年10月には国務省・国／地域委員会（CAC）の一つである部局間極東地域委員会（FEAC）として再編成）と国務省中枢（1944年1月、戦後計画委員会（P

WC) を設置) との対立⇒極東局長に就任したグルーの努力でようやく1944年5月9日採択された勸告文書「日本—政治—天皇」(PWC 116 d) は、三つの選択肢をあげただけで結論を出さない文書であった

- ・ グルー、國務次官となり、側近に「知日派」登用し、脇を固めたが、1945年3月16日、SWNCCは「日本国天皇の処遇について」(SWNCC 55 文書) を採択に見られるだけである。これは中身空白、結論先送り
- ・ グルーの最後の努力も、「明かすことができないある軍事的理由」により阻まれる  
しかし、このときのグルーの努力は、スティムソンのポツダム宣言草稿に生かされることになった

## 5 米国陸軍および情報機関における天皇および天皇制利用の心理戦計画

- ・ 天皇および天皇制への軍事的利用の視点

第4節で述べた検討経過を経て、戦後日本の天皇及び天皇制の取り扱いが対日占領政策に取り込まれて行ったというのが従来の通説。しかし、加藤哲郎一橋大学名誉教授は「象徴天皇制の起源 アメリカの心理戦『日本計画』」(平凡社新書)において、米国内におけるもう一つの「天皇および天皇制」の研究・検討があったことを、明らかにした。

それは早くも1941年12月に始まる天皇および天皇制を利用した心理戦計画の研究であり、1942年6月3日「日本計画(最終草稿)」に結実した。

- ・ 「日本計画(最終草稿)」の本文抜粋

膨大な本文は以下の六部構成からなる。このうち過半を占める「プロパガンダの論題—プロパガンダ目的を達成するために用いられる主張」を一部要約すると以下の如し。

「日本の政府と普通の民衆との間に分裂をつくりだす」ために明治日本のアジア侵略＝拡張主義に目をつむり、明治天皇とのリーダーシップと立憲主義を強調せよ。

具体的に「日本人に対して、彼らの現在の軍事的指導者たちが、明治天皇が道を拓いた行程から大きく逸脱し、現在の天皇の望むところとは正反対の道に迷い込んだことを指摘すること。明治天皇の誇り、彼の拡張主義ではなく、彼の疑似立憲主義、彼の親英感情に基づく諸政策等々が、強調されなければならない」と指針を示す。

さらに以下の諸点が利用すべきだという。

第1に天皇は満州事変に反対だったが排外主義者による暗殺が広がるのを恐れてしぶしぶ認めたこと、第2に国際連盟総会において、天皇は松岡洋右に民主大国と決裂しないよう命じていたにもかかわらず、松岡が軍部の意向に従ったこと、第3に天皇は、日独伊三国同盟に反対で、それを防げなかった後も平和を望んでいたこと。

要するに「天皇は平和のシンボル」であることを強調せよと言うのである。さらに「天皇は現在でも軍部指導者の犠牲になっていると述べること」により「シンボル＝象徴」の意味が一層明らかになるとされ、「天皇は西洋の国旗のような名誉あるシンボル」であり、「軍当局の批判の正当化に用いることは可能であり、和平への復帰の状況を強めるために用いることもできるだろう」とされている。

以上のとおり、「日本計画（最終草稿）」は、「天皇の象徴的側面」の利用価値を冷徹に繰り返し強調し、それを心理戦の武器とすることを賞揚しているのである。

・「日本計画（最終草稿）」は、1942年8月、直接マッカーサー将軍に意見照会がなされており、マッカーサーからは、「プロパガンダ、対抗プロパガンダ、破壊活動、ゲリラ活動を含む日本に対する心理戦の計画は、明らかに最近イギリス政府からオーストラリア政府へと提案された共同政治戦計画に対応するものである」と評価、連合国軍全体での調整の必要があるなどとする回答が寄せられている。

・フェラーズによる「日本計画（最終草稿）」の実戦適用

ジョン・ダワーは「敗北を抱きしめて」（上・下／岩波書店）において、占領軍の天皇制政策について「なかでも最重要人物は、マッカーサーの軍事秘書官であり、心理作戦の責任者でもあったボナー・フェラーズである」（下巻7ページ）と指摘。

フェラーズは、1942年7月から1943年9月まで戦略情報局（OSS）の心臓部である心理作戦計画本部に勤務、ここで「日本計画（最終草稿）」に精通したのだろう。

フェラーズは、准将に昇進、1943年9月、オーストラリアのブリスベンにあった米国南西太平洋（陸）軍総司令部に統合計画本部本部長として赴任、総司令官マッカーサーより「軍事秘書」としてその側近に起用された。フェラーズは、まもなくマッカーサーの命により、司令部内に心理作戦部（PWB）という機関を創設、その部長となった。

フェラーズは、心理戦を実戦の中に生かすについて、天皇をどう位置づけ、どう利用するかということを考え続けた。そして、以下のように定式化。ここに、「日本計画（最終草稿）」の成果が生かされていることは明瞭に読み取ることができる。

東条を首相として承認した以上、天皇には戦争責任がある。

しかし、天皇の戦争責任を追及すれば日本人から猛反発を招く。日本人は天皇を絶対に疑わないからである。

軍部が天皇を騙したという認識を広め、軍国主義者を一掃するのが最も賢明である  
天皇および国民と軍国主義者との間にくさびを打ち込む心理作戦を行うべきである  
天皇に関しては攻撃を避け無視するべきである。しかし、適切な時期に、我々の目標達成のために天皇を利用する。天皇を非難して国民の反感を買ってはならない。

1945年8月30日、マッカーサーとともに来日、心理作戦部（PWB）は、GHQ・民間情報教育局（CIE）へと改組され、フェラーズの部下であったケン・ダイクが局長に就任した。

#### 第4 象徴天皇制への道—マッカーサーのビクトリー・ロード

##### 1 米国の対日占領政策における天皇および天皇制の位置づけ

## (1) ポツダム宣言の与えた天皇および天皇制への指針

第10条 われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。

第12条 連合国占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。

ポツダム宣言起草の経過と受諾の経緯および上記条項から言えることは明治憲法体制の君主主権、天皇大権および万世一系の神聖にして犯すべきらざる天皇制は否定されるが、民意による民主主義体制のもとでの天皇および天皇制は否定されてはおらず、「日本人民の自由なる意志に従って」決定されるということになる。また一方で、天皇が戦争犯罪人として処罰される可能性も否定されていない。

## (2) SWNCC 150 シリーズ文書

米国は、日本降伏後の占領政策として、天皇及び天皇制をどう取り扱うことにしたのか。通例、「降伏時におけるアメリカの初期対日方針」と銘打たれた一連の文書・SWNCC 150 シリーズがそれを明らかにしており、天皇および天皇制の存続、利用を打ち出したと解説される。第一稿は、1945年6月11日、起草にかかるもの（SWNCC 150-1）で、この時点では占領形態は直接軍政が想定されていた。その後、ポツダム宣言受諾を経て、占領形態は間接統治方式に変更されたので、それと整合性を持たせるため改訂された。その第三稿（SWNCC 150-3）が、同年8月29日、非公式にマッカーサーに伝達されている。その後、同年9月6日、大統領承認を得て、同月22日、正式にマッカーサーに伝達された（SWNCC 150-4）。

この文書においては、第一に、天皇および日本政府の権威は、マッカーサー総司令官に従属すること、第二に、総司令官は、天皇を含む政府機関を通して、その権威を行使すること、第三に、日本政府当局がポツダム宣言に定める降伏条件を達成しようとする総司令官の要求を十分に満たすものではない場合、政府機関、人員の変更を要求し、或いは直接統治を行う権限を総司令官に付与すること、第四に、この政策は日本の現存の政府を利用しようとするものであって、それを支持するものではないこと、第五に、日本政府の封建的・権威主義的傾向を修正する方向に、政府の形態を変更しようとする動きが、日本国民、あるいは政府によって率先して始められる場合、その変化は許されるべきことであり、好意をもって支持されることなどが謳われている。

この文書から読み取れることは、天皇および天皇制の存続、廃止いずれについても明確な意思表示がなされていないということである。否、読みようによっては、むしろ天皇および天皇制の廃止を含む変革の動きも許され、好意をもって支持されるときえ読み取るこ

ともできるのである。

当時、米国政府は、天皇および天皇制存続を軽々に打ち出せる状況にはなかった。米国国民の世論とマスメディアの論調は、圧倒的に天皇および天皇制に反対、9月10日には、「天皇を戦犯裁判にかけることを米国の方針とする」との上院合同決議、連合国諸国もオーストラリア、中国など、天皇および天皇制の存続に反対、ソ連も原則論としては反対、米国国務省においては、グルーが退任し、バーンズ長官、ディーン・アチソン次官、ヴィンセント極東地域委員会委員長など親中派が優勢等々。占領開始まもなく、マッカーサーからバーンズに、日本問題の専門家を顧問として派遣して欲しいと要請したところ、バーンズは、わざと、中国問題専門家である親中派ジョージ・アチソンを派遣したほどであった。

そのジョージ・アチソンから、10月4日、バーンズに対して、日本における憲法改正の考え方を示して欲しいとの要請があり、16日、折り返しバーンズがこれに回答した。その中で、バーンズは、天皇制が保持された場合と保持されない場合とに分けて、天皇制が保持されない場合には、財政、予算に関する問題は選挙による国会が管理すること、日本人に限定せず、すべての人間に基本的市民権が保障されることなどを論じていたことも当時の米国政府当局者の考え方を示す有力な例証である。当時の米国政府当局者は、天皇制廃止に傾く可能性さえもその視野におさめていたのであった。

従って、この文書（SWNCC 150-4）によって、米国の占領政策が「天皇制は支持しないが利用する」との方針に決まっていたと断ずるのは大きな誤りである。

### **(3) 米国政府の天皇および天皇制に対する指針—またしても結論先送り**

日本降伏前に、米国が、天皇および天皇制の取り扱いについて打ち出した政策は、「日本—政治問題—天皇制」（PWC 116d）および「日本国天皇の処遇について」（SWNCC 55文書）の各文書に。それらは要するに結論先送りであった。しかし、不思議なことに、日本降伏後においても、米政府関係機関において、この問題について包括的・根本的に論議・検討された形跡は見られず、当面する問題をその都度議論・検討してその場しのぎに終始したに過ぎないように思われる。

日本降伏後に、最初に検討されたのは、1945年9月10日、上記の上院合同決議がなされてからのこと。SWNCCの極東小委員会（SFE）において、天皇を戦争犯罪者として処罰の対象とするかどうかを検討された。その結果をまとめたのが、9月26日付SFE 126文書である。この文書は、「最高司令官は、JCSと相談なしに、あるいは助言されることなくして、天皇を退位させるようないかなる措置もとってはならない」、「もし天皇が退位し、国際軍事裁判所の検察官が天皇を戦犯とする証拠を提出したときは、天皇は逮捕され、戦犯として裁判にかけられるべし」としている。

SFE 126文書は、海軍代表から強硬な反対意見が出て、改訂される。それが10月1日付「日本国天皇ヒロヒト個人の処遇について」（SFE 126-2）である。この文書は、①天皇ヒロヒトは戦犯として逮捕され、戦犯裁判にかけられるべし、②そのために日



本が国際法に違反したすべての証拠を収集すること、③収集の責任者は最高司令官とし、収集された証拠は、戦争裁判への手続きを進めるべきかどうかについての勧告を付して、JCSに提出されるべし、④天皇ヒロヒトの戦犯裁判への逮捕は、占領目的達成に支障なきとき、天皇が退位したとき、日本国民が逮捕させたときのいずれかのときにのみなされるべし、⑤天皇制存続から得られる占領政策上の便宜だけでは天皇を戦犯裁判から免れさせる正当な理由とはならない、⑥最高司令官はJCSと相談することなく、またJCSからの助言なしに天皇を退位させてはならない、⑦これらすべての方針は非公開とするなどとしている。

その後、SFE126-2は、10月6日、SFE会議の議論で一部修正され、「日本国天皇ヒロヒト個人の処遇について」と題する文書(SWNC55-3)としてSWNCに提案された。しかし、激しい議論の末、同文書をSFEに差し戻すこと、JCSでの検討を中止すること、天皇制についての新しい別の政策案を作成することが決定された。

これらの議論の経過からは、天皇を戦犯裁判にかけることに消極的ないしその決定を時期尚早とする陸軍(穏健派)と、天皇を戦犯裁判にかけることに積極的な海軍および国務省(強硬派)の対立が顕著に認められる。

差し戻しを受けた極東小委員会(SFE)では、①天皇戦犯問題は、天皇制廃止、政治改革などの占領目的全体と切り離すことはできないので、天皇制の方針が固まるまで天皇戦犯問題に関する最終決定は延期する、②最終決定は留保しつつ、当面、天皇の戦犯容疑についての証拠を可及的速やかに、かつ秘密裏に収集する、③最高司令官は、収集された証拠に、天皇戦犯裁判の手続きを開始するべきか否かについての自己の勧告を付してJCSに提出することなどが確認され、その旨をまとめた10月16日付SFE126-5文書が作成された。それが10月19日付のほぼ同趣旨のSWNC55-6となり、この文書とともに「現在のところ情報不足で最終決定はできない。貴官は直ちにヒロヒトが日本の国際法違反に関与した責任があるかどうか、証拠を収集されたい。収集された証拠は貴官の意見を付してJCSに送付されたい」とのマッカーサーへの照会文書案がSWNCに提案され、10月22日に同会議で採択された。またしても棚上げである。勿論、これらの文書は、マッカーサーへも送付されているであろう。またJCSからは、同年11月29日付で、以下のとおりマッカーサーに指示された。

「(前略) 貴官も承知のとおり、最終的にヒロヒトを戦争犯罪人として裁判に付すべきか否かの問題は、米国にとっても重大な関心事である。ヒロヒトは、戦争犯罪人として逮捕・裁判・処罰を免れてはいないというのが米国政府の態度である。天皇抜きでも占領が満足すべき形で進行しうると思われる時点で、天皇裁判問題が提起されると考えてよからう。(中略) 従って、いずれにせよ、われわれは、常にしかるべき秘密保持の手配をして作業を進めながらも、遅滞なく証拠を収集しなければならないのは明白と思われる」。

## 2 手さぐり状態のマッカーサー

### (1) 平和的占領の進行—マッカーサーにとってのカルチャー・ショック

8月15日の玉音放送。しかし、国内外には約700万人に及ぶ武装した陸海軍将兵が依然として存在していた。おそらく疲弊しきっており、燃え尽き、これからさらに一戦交えるなどという勢いは、もはやなかった。だが、現にごく一部にせよ不穏な動きはあった。

マニラにとどまっていたマッカーサーも、これはそれなりに脅威だと感じつつ、日本軍将兵の武装解除の行方をじっくりと見守っていた。そのマッカーサーは、天皇と皇族の威力に目をみはることになったのである。

①皇族派遣により降伏と武装解除、抵抗を抑え込む

②勅諭、詔書の相次ぐ煥発

③皇族のエース東久邇宮に組閣させる

このようにして8月30日、最高司令官マッカーサーは、厚木飛行場に到着したとき、安全な確保されていたので、丸腰でタラップ上に立って、コーンパイプを口にして眼下の状況を一瞥し、タラップを悠然と降りるといふ、支配者の威厳を装うことができたのであった。

あらかじめ決められたスケジュールどおり、9月3日には東京湾上に浮かぶ米戦艦ミズーリ号上にて、日本政府を代表して重光葵外相、大本営を代表して梅津美治郎参謀総長が、降伏文書に調印、占領軍司令部は横浜税関から東京・お濠端の第一生命ビルに進出、マッカーサー自身も米国大使館に居を移し、これを公邸とすることができた。

占領軍という表現を用いたのは、北海道、本州、四国、九州の占領をした連合軍最高司令官兼米太平洋（陸）軍総司令官マッカーサー元帥の率いる軍隊のことである。その司令部がGHQである。1945年10月2日からは連合軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP）の組織体制が明確化されたが、以下GHQ、マッカーサーと単純に呼ぶこととする。

マッカーサーにとっては、天皇と天皇制の威力を目の当たりして、随分思うところ大であったであろう。マッカーサーは、9月27日には天皇と初めて会見をし、10月16日には「歴史上、戦時平時を通じこれほど敏速かつ円滑に復員が行われた例を私は知らない。約700万人の兵士の投降という史上類のない困難かつ危険な仕事は、一発の銃声も響かず、一人の連合軍兵士の地も流さずに、ここに完了した」と声明したのであった。リップサービスもあるだろうがこれを見る限り、手放しの礼賛ぶりであった。

次期大統領選挙に出馬し、米国大統領になろうという野心を持ち、そのためにも日本占領を成功裡にできるだけ早く終結させたいと考えていたマッカーサーにとっては、天皇および天皇制を占領政策に利用することによってその目論見を達成できるのではないかとの期待をおおいに高めていたことであろう。

### (2) マッカーサーの悩み

国内外に展開する約700万人の武装将兵の整然たる武装解除、軍の解体と復員の進行

は、確かに天皇と天皇制の大きな威信なくしては進められなかったかもしれない。それは目をみはるものであった。天皇および天皇制を利用することによって占領目的を早期に成功裡に達成することができる可能性は高い。いやそれは間違いない。しかし、天皇の名のもとになされた日本軍の真珠湾奇襲をはじめとする数々の忌まわしい蛮行、バターン死の行進などの捕虜虐待、特攻攻撃などに直面してきた。本国政府においても天皇および天皇制の取り扱いに関して慎重な検討がなされており、結論がまだ出せない状態にある。アジア・太平洋戦争において天皇および天皇制の果たした役割は、重大である。決して無罪放免というわけにはいかないところがある。またその責任を厳しく問う連合国諸国政府およびその諸国の国民世論もある。だから軽々に結論を下すわけにはいかない。日本進駐以来の事態の推移、既に会見した東久邇宮や外務大臣の挙措・態度等から、日本のキーマンはやはり天皇である。いよいよ直接天皇に会ってみるべきだ。マッカーサーは、きっとこのように考えをめぐらせていたに違いない。

### (3) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の実施

わが国の指導者の中にも、東久邇宮の天皇の戦争責任に関する内外記者との会見に危機感を抱く者がいた。それは近衛であった。近衛は、東条へ全責任を押し付け、「真珠湾攻撃は東条の独断であって、陛下は知らなかった」とアメリカ国民にアピールすること目論んだ。

9月25日、「ニューヨーク・タイムズ」記者、フランク・クルックホーンの天皇への単独記者会見が実現した。会見といってもわずか5分間のこと、実際には、事前に質問書を提出し、それに外務省や宮内省の関係者が回答文を起草し、天皇が裁可し、書面で回答するという方式であった。その一問一答の一部は次のとおりであった。

問 「陛下は東条大将が宣戦の詔書をしようとする如くこれを使用せらるる御意向を有せられたりや否や」

答 「陛下は東条大将が宣戦の詔書を使用せる如く之が使用せらるることは予想して居られませんでした」

要するに真珠湾奇襲のあとで、宣戦の詔書が発表されたことは、天皇は知らなかったし、その意図するところでもなかったというのであり、東条への責任押し付け論である。

なお、この会見記は、9月25日付「ニューヨーク・タイムズ」一面トップで「ヒロヒト、インタビューで奇襲の責任を東条に押し付ける」との大見出しのもとに報じられた。

以上の経過から、天皇の開戦責任、特に真珠湾奇襲攻撃への天皇の関与の程度が、極めてシリアスな問題であったことは容易に理解することができる。

9月27日のマッカーサー・天皇の第1回会見は、9月20日に行われた吉田茂外相とマッカーサーの会談で話題に上り具体化したようであるが、どちらから持ち出したのかは正確なところはわからず、その後どういう経過で実現に至ったのかも明確ではない。ただ

上述の線の上に位置づけられるものであり、勝者と敗者のけじめをつけるため、天皇にマッカーサーを訪問させる形で会見をすること、そしてかのシリアスな問題について天皇に語らせること、さらには天皇と天皇制の利用価値の値踏みをすること、それらがマッカーサーの求めるところであったと推認することは許されるだろう。

9月27日午前10時過ぎ、天皇は、シルクハットにフロックコートのいでたちで、米国大使館に到着した。玄関先では、あのフェラーズ准将が、敬礼で出迎えた。天皇は、シルクハットを取り、彼に握手の手を差し出した。フェラーズは奥の応接間にいるマッカーサーのもとに天皇と通訳の奥村勝蔵を案内した。そこで両手を腰にあて、ゆったりと構えた大柄なマッカーサーの横に緊張しきって直立不動の姿勢をとり、小柄で貧弱そうにさえ見える天皇が並び、ツーショットの写真が撮影された。この勝者と敗者のコントラストを際立たせた写真は全世界に発信されたが、とりわけ日本国民にとっては感慨ひとしおだったことであろう。村度するに神格化された天皇の実像を見て覚醒させられた国民も少なからずいたのではなからうか。マッカーサーにしてみれば、天皇を従えた一瞬であり、巧みな演出にきつと満足したことであろう。フェラーズも席をはずし、約40分にわたってマッカーサー・天皇の会談が行われた。いつにもましてマッカーサーは雄弁に語ったようだ。会談が終わると、今度は、マッカーサーは手のひらを返すように、天皇に寄り添うように、玄関まで見送りに出た。

この会談の内容は、実にさまざまに憶測されてきた。一体、昭和天皇は、日米開戦についてどう弁明したのであろうか。

#### **(4) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の正式記録**

第1回会見の正式記録は、ようやく2002年10月17日、開示された。しかし、開示された正式記録は、既に、作家児島襄が、「文藝春秋」1975年11月号に、入手経路を秘匿して「奥村勝蔵が手記した会見記録」と細かな相違が数箇所認められるもののほぼ同じものであった。不思議なことがあるものだ。

これによると、昭和天皇は、開戦の経緯を「この戦争については、自分としては極力之を避けたい考えでありましたが、戦争となるの結果を見ましたことは、自分の最も遺憾とするところであります」と弁明し、「私も日本国民も敗戦の現実を十分認識して居ることは申す迄ありません。今後は平和の基礎の上に新日本を建設する為、私としても出来る限りを尽したいと思います。」と今後の決意を語っているに過ぎない。

#### **(5) マッカーサー・昭和天皇第1回会見非公式資料**

天皇は、この会見内容について「マッカーサー司令官とはつきりとこれほどここにも言わないと約束を交わしたことですから、男子の一言のごときは、守らなければならない」と述べ（1977年8月3日記者会見における発言）、自らは何も語っていない。

しかし、相方のマッカーサーは語っている。

「この会見にはどこか気が進まなかった。天皇は命乞いに来るのではないか。天皇が

平和を望み、戦争開始を避けようとしていたことは自分も知っている。それだけに弁明する天皇への応答は厄介な仕事と思われた。ところが会ってみると、天皇は『私は、国民が戦争遂行にあたって政治・軍事両面で行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねるためにお訪ねした』と語った」（「マッカーサー回想記（下）」朝日新聞社）。

しかし、正式記録にはそのような記載はなされていない。他の非公式な資料も見てみよう。

① 高松宮日記（1945年9月27日）

正式記録とほぼ同じ。

② 内務省スポークスマン談として1945年10月2日付「ニューヨーク・タイムズ」記事（10月1日東京発ロイター電）

マッカーサーは戦争責任に言及せず、感動した天皇は個人的見解として、最終的な判断は後世の史家に委ねなければならないだろうと述べた。

③ フェラーズの1945年9月27日付家族への手紙

（会見を終えて）天皇がアメリカ大使館を出発したとき、マッカーサーは感動の面持ちでこう言った。「私は自由主義者であり、民主主義国で育った。しかし、惨めな立場に立たされた天皇の姿を見ると、私の心は痛む。」

私は言った。「天皇はあなたから処罰を受けるのではないかと恐れているのですよ。」

マッカーサーは答えた。「そうだな。彼はその覚悟ができています。処刑されてもしかたがないと考えています。」

④ 1945年10月27日付ジョージ・アチソンのメモランダム（9月27日当日にマッカーサーが天皇の発言として語ったことをまとめ、米務省に送った極秘電文。拓殖大学教授秦郁彦が米務省公開文書から発見）

「天皇は握手が終わると、開戦通告の前に真珠湾を攻撃したのは、まったく自分の意図ではなく、東条首相のトリックにかけられたからである。しかし、それがゆえに責任を回避しようとするつもりはない。天皇は、日本国民のリーダーとして、国民のとったあらゆる行動に責任をもつつもりだ、と述べた」

⑤ 皇太子の家庭教師を務めたエリザベス・バイニングの日記

1947年12月7日の項に、第1回会見におけるやりとりについて、マッカーサーから聞いた話として以下の記述がある（1987年10月3日付東京新聞）。

天皇は「あなたが私をどのようにしようともかまわない。私はそれを受け入れる。私を絞首刑にしてもかまわない。しかし、私は戦争を望んだことはなかった。なぜならば、私は戦争に勝てるとは思わなかったからだ。私は軍部に不信感をもっていた。そして私は戦争にならないように出来る限りのことをした。」と語った。

## (6) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の真相

日本側の公式記録、あるいは当局筋に近い資料では、天皇の戦争責任に触れるやりとりはなかったことになっている。米側の資料は、いずれも天皇の戦争責任に触れるやりとりがあったことになっている。米側の資料のうち、マッカーサー回想記は、天皇は「私は、国民が戦争遂行にあたって政治・軍事両面で行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねるためにお訪ねした」と、天皇の潔さへの賞賛の感情を交えている。これは1960年代前半に書かれた時代背景を考えると額面どおりには受け取れない。ジョージ・アチソンのメモランダムとバイニングの日記は、天皇の戦争責任に関する発言として①東条に騙されたという趣旨もしくは軍部の責任を強調する趣旨の発言と、②全ての責任は自分にあるという趣旨の発言の双方があったことを示している。

米側の資料が一致して記す以上②の発言があったことは認めてよい。第8回目の会見から通訳を担当した外務省高官松井明作成のメモ（松井文書）の概要（2002年8月5日付「朝日」）によると奥村が余りの重大さから記録を控えたと言ったことが明かされていることも補強材料だ。しかし、東条に全ての責任を負わせようとの近衛の画策、これには東久邇宮をはじめ当時の政府高官も同調していたこと、天皇自身、クルックホーン単体会見での真珠湾奇襲攻撃の東条の意図を知らず、宣戦布告の詔書が意図せざる使い方がされたとの回答書などから推して①の発言もあったと認められる。

第1回の天皇との会見を終えて、天皇を占領政策の道具として利用しようとの決意と確信を益々深めたマッカーサーにとっては、この①、②二つの発言は、極めて重要な意味を持つことになったのである。

### 3 新たな心理戦の展開

マッカーサーの権力基盤は、日本側が考えているほどには強固ではなかった。

占領政策については、本国政府から「降伏時におけるアメリカの初期対日方針」（SWINCC150-4）によって縛られる。天皇および天皇制の取り扱いについても、本国政府で検討が進められているが、方向性が決まらず、容易ならざるものがある。9月10日には厳しい上院合同決議がなされてフタをされている。本国の世論も沸騰している。日本降伏直前の6月に行われたギャラップ調査では、「死刑にする」が全体の33%、「裁判で決定」17%、「終身刑」11%、「追放」9%、傀儡として利用する」は僅かに3%に過ぎなかった。また8月に行われた全国世論調査（NORC）では、「天皇制廃止」が66%だった。それに連合軍諸国もやかましい。本国政府も牽制をしてきた。政治顧問として「知日派」を送って欲しいと要請したのに、國務省は、なんと親中派のジョージ・アチソンを派遣してきた。これではお目付け役ではないか。等々。

だからマッカーサーが、昭和天皇との第1回会見において、「私より上の権威（オーソリティ）があつて、私はそれに使われる出先（エージェンシー）に過ぎないのであります。」と述べた（奥村作成の正式記録）のは、本音でもあり、また愚痴でもあったのである。

## (1) フェラーズ准将の出番

天皇および天皇制を利用することができれば占領目的を早期に成功裡に達成できる。それはマッカーサーの軍事秘書、フェラーズの考えでもあった。しかしボスが、同じ考え方に立っているのに、それを大胆に打ち出せないでいることにあせりを感じた。

フェラーズは、ボスに心酔していた。これはマッカーサーのもとに配属された1943年9月の初対面以来のことである。彼は、任務を終えて1946年7月に帰国した後、1948年6月に、ボスが在職のまま日本から共和党大統領候補の予備選に名乗りを上げたとき、不在のボスにかかわって選挙運動を取り仕切ったほどである。何とかしなければならぬ。フェラーズは、天皇および天皇制の利用を、本国政府や本国国民の世論、連合諸国の反対を押し切ってでもやり抜くための工作を進めることを決意した。いわば占領下における心理戦を戦い抜くことにしたのである。勿論、心理作戦部（PWB）を改組したGHQの民間情報教育局（CIE）も手足としてフル稼働させた。

フェラーズがとった作戦は、三つ、一つは天皇および天皇制の利用を確信をもって主張できるテーゼを起草すること、二つにはソフトで平和的で国民に慕われる天皇のイメージを作り上げること、三つには日本側に昭和天皇が戦争責任を負わない論拠を提示させ、戦犯容疑者に昭和天皇を矢面に立たせないように根回しすること、であった。

これらは「日本計画（最終草稿）」の描いた天皇および天皇制利用の心理戦であると同時に米国政府、米国国民、連合諸国に対する心理戦でもあった。

## (2) フェラーズの心理戦第一弾

まず、フェラーズは、天皇および天皇制の利用を確信をもって主張できるテーゼを起草した。それが10月2日付の「覚書」である。「覚書」の中から一部を抜粋すると以下のとおり。

「天皇に対する日本国民の態度は概して理解されていない。キリスト教徒とは異なり、日本国民は、魂を通わせる神をもっていない。彼らの天皇は、祖先の儀徳を伝える民族に生ける象徴である。天皇は、過ちも不正も犯すはずのない国家精神の化身である。天皇に対する忠誠は絶対的なものである。」

「天皇は、開戦の結果について、東条が利用したような形でそれを利用するつもりはなかったとみずからの口で述べた。」

「いかなる国の国民であろうと、その政府をみずから選択する固有の権利をもっているということは、米国人の基本的観念である。日本国民は、かりに彼らがそのような機会を与えられるとすれば、象徴的国家元首として天皇を選ぶであろう。」

「天皇の命令により、700万の兵士が武器を放棄し、すみやかに動員解除されつつある。天皇の措置によって何万何十万もの米国人の死傷が避けられ、戦争は予定より早く終結した。したがって、天皇を大いに利用したにもかかわらず、戦争犯罪のかどにより彼を裁くならば、それは日本国民の目には背信に等しいものであろう。」

「もし天皇が戦争犯罪のかどにより裁判に付されるならば、統治機構は崩壊し、全国的反乱が避けられないだろう。(中略) 何万人もの民事行政官とともに大規模な派遣軍を必要とするであろう。占領期間は延長され、そうなれば日本国民を疎隔してしまうことになるだろう。」等々。

マッカーサーは、この「覚書」にいたく感銘を受けたようで、机の上の引き出しの一番上に入れ、しばしば取り出し、読んでいたとは後にフェラーズが家族に語った話である。

### (3) フェラーズの心理戦第二弾

次いでフェラーズは、民間情報教育局(CIE)を通じて、天皇の神性を剥ぎ取り、国民に親しまれる天皇をアピールする工作をした。1945年12月15日の神道指令、1946年1月1日の昭和天皇の人間宣言及び昭和天皇の地方行幸の勸めである。ケン・ダイク、ハロルド・ヘンダーソンその他の心理作戦部(PWB)で部下だった者たちは、実戦で学んだことを生かし、彼の意をくんで、よく働き、いい仕事をした。

神道指令は、学校現場から「教育勅語」や「ご真影」をなくし、天皇を現人神とする思想を否定することになった。また人間宣言は神道指令の延長線上に位置するもので、正式には「新日本建設に関する詔書」と命名された。

「朕と爾ら国民との紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とにより結ばれ、単なる神話と伝説によりて生ぜるものにあらず。天皇をもって現御神として、かつ日本国民をもって他の民族に優越せる民族にして、ひいて世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基づくものにあらず」

昭和天皇自ら国民、否、米国をはじめ連合諸国の国民に発したこのメッセージは、期待どおりの効果を発揮した。

昭和天皇の地方行幸の勸めについても、昭和天皇自身も宮内省側も肯定的に受け止め、すみやかに具体化していく。やがて、1946年2月19、20日の神奈川視察を皮切りに順次進んで行くことになった。白馬にまたがり軍服姿の昭和天皇は、今は、背広姿で、歓呼する国民の列の中を歩き、親しく語りかけている。この様子を報ずるメディアの報道は、わが国は勿論、連合諸国の人びとの昭和天皇に対するイメージを一新させることになった。

### (4) フェラーズの心理戦第三弾

ここまで、フェラーズの心理戦は大成功だ。フェラーズが実行した三つ目の策はどうか。

フェラーズの心理戦、第三弾は、日本側に昭和天皇が戦争責任を負わない論拠を提示させること、迫り来る戦犯裁判において日本側に天皇を守り抜く決意と確信を固めさせることであった。

フェラーズは、昭和天皇を無罪とする核心を、開戦責任を否定できるかどうかに絞り込



み、部下のジョン・アンダーソン少佐―彼は軍歴に入る前は弁護士であったのであるが―に、昭和天皇を無罪とする論拠について法的検討を命じた。アンダーソンの出した「鑑定意見」は、宣戦の詔書に昭和天皇自らが自発的に署名したかどうか重要であり、「詐欺、威嚇あるいは強迫によって不本意な行動をとらざるを得なかったという事実を昭和天皇が立証できれば、民主的裁判所で有罪判決が下されることはない」との結論であった。

そこで、フェラーズは、まずはその点について日本政府に明確な見解を出させなければならぬと思ひ立ち、非公式にこれを日本政府高官に伝えさせた。新たに組閣されて間もない幣原喜重郎内閣の内閣書記官長次田大三郎の日記によると、1945年10月26日の項で、同日、来訪した陸軍中将原口初太郎が、フェラーズとの会見談として、大要次のようなことを語ったということが記載されている。

- ・ 真珠湾攻撃に対する昭和天皇の責任が米側では最も重要かつ決定的な問題である。
- ・ マッカーサーもフェラーズも、何れも昭和天皇に対しては極めて好い感情を持っており、どうかしてこの問題を昭和天皇に迷惑がかからないように解決したいと考えている。
- ・ 本国の世論はなかなか厳しく、ソ連の申し入れもあって、マッカーサーも思うようにならない。
- ・ ひととおりの弁明を準備しておかねばならない。

これに従い、11月5日「戦争責任に関する件」と題する閣議決定をした。上述した核心部分に関する政府見解は次のとおりである。

- ・ 大東亜戦争は、帝国が四囲の情勢に鑑みやむを得ざるに出でたるものと信じること。
- ・ 天皇陛下におかせられてはあくまで対米交渉を平和裡に妥結せしめられんことを御軫念あらせられたること。
- ・ 天皇陛下におかせられては開戦の決定、作戦計画の遂行等に関しては憲法運用上確立せられおる慣例に従わせられ、大本營、政府の決定したる事項を却下あそばされざりしこと。

#### (5) フェラーズ、昭和天皇周辺にも手をのばす

フェラーズは、日本政府に工作の手を打っただけではなく、昭和天皇周辺にも周到に働きかける。最初に接触をもったのは、1921年から12年間宮内次官を務め、フェラーズと同じクェーカー教徒でもあった関谷貞三郎であった。同じくクェーカー教徒であった河合道が、フェラーズの「昭和天皇が真珠湾奇襲を承知していたかどうかを確かめることが最も重要であり、昭和天皇には責任がないという根拠を明らかにするべきだ」との意見を関谷に伝えたのは10月2日のことであった。同月16日、関谷は河合とともにフェラ

ーズを訪問し、この問題について協議した。

フェラーズは、それと並行して近衛周辺に対しても同様の工作をしている。

12月に入ってまもなく、昭和天皇および側近グループに大きな不安がおおいかぶさってきた。GHQから、2日には皇族中の長老・梨本宮守正、6日には近衛文麿に続いて側近中の側近で11月24日内大臣府廃止に至るまで内大臣を務めていた木戸幸一、その他続々と、要人の戦犯指名と逮捕令が出されたのである。昭和天皇も心を痛めたようである。

このころになるとフェラーズの話が昭和天皇や側近の耳にも届いていたのであろう。12月4日には、侍従次長に就任したばかりの側近の木下道雄が万一の場合に備えて潔白の証明を作っておくことを勧めると、昭和天皇もその気になり、資料の整理を命じている。

フェラーズは、マッカーサー・昭和天皇第1回会見で、前に認定したとおり昭和天皇が述べたと認められる二つの発言、①東条に騙されたという趣旨もしくは軍部の責任を強調する趣旨の発言と、②全ての責任は自分にあるという趣旨の発言を活用した。①については主として米国本国やその他の連合国政府および諸国民の天皇追及の姿勢をけん制のためである。②は、昭和天皇のかつての「股肱の重臣」に、昭和天皇の潔さをアピールして、昭和天皇への忠誠心を高め、昭和天皇を守る決意を固めさせるために使われた。これは事柄の性格上公然と発信することはできない。従って、公然たる具体的な証拠はない。

#### 4 一気に勝負に出たマッカーサー

##### (1) 戦いは前進したが、決定打がない

さてマッカーサーは、10月16日に、700万人の兵士の投降と武装解除が整然となされたことで天皇を賛嘆する声明を発した後、沈黙を守っていた。本国政府からは、JCSの11月29日付電文で「ヒロヒトは、戦争犯罪人として逮捕・裁判・処罰を免れてはいないというのが米国政府の態度である。天皇抜きでも占領が満足すべき形で進行しうると思われる時点で、天皇裁判問題が提起されると考えてよかろう。」「遅滞なく証拠を収集しなければならないのは明白と思われる」と、天皇の戦犯裁判のための証拠収集を督促してきている。フェラーズが、着々と心理戦を進め、それなりに効果が出ている、あるいは将来の効果が見込まれる状況にはなってきた。国務省が送り込んできたお目付け役ジョージ・アチソンも「1946年1月4日付のトルーマン大統領宛の報告書で、日本民主化のためには天皇制廃止が必要との見解は維持するとしつつも「日本を統治し、諸改革を実行するため、引きつづき日本政府を利用しなければならず、したがって天皇が最も有用であることは疑問の余地がありません。」と書くほどに変化を示している。しかし、まだ決定打がない。

そのマッカーサーにとって、願ってもない決め手となる申し出をしてきた人物がいた。幣原首相自身であった。幣原首相は、得意の英語力を生かし、「新日本建設に関する詔書」(人間宣言)の下案を一生懸命ブラッシュアップし、素晴らしい英文の文章を完成させた。それは1945年12月25日のことであった。彼は、当年にとって73歳、半日かけて精魂傾けて作業したために疲労困憊して就寝した。翌日、発熱と激しい頭痛に襲われた。診

察の結果、急性肺炎と診断された。そこで吉田外相がマッカーサーと交渉し、特効薬ペニシリンをわけてもらい、九死に一生を得たのであった。ようやく病が癒えて、ペニシリンのお礼かたがた、マッカーサーを訪問したのが1946年1月24日であった。ここで、マッカーサーの悩みの特効薬となる話を持ち出したのである。

## (2) 幣原喜三郎とはどんな人物か

省略。1949年1月の衆院選で初当選し、民自党幣原派に属し、衆議院議長となった幣原の秘書官を務め、後に岐阜県知事に転じた平野三郎によれば、幣原は、若いころ朝鮮の併合に反対し、「朝鮮とは平和条約を結び、善隣友好国としてつきあうべきだ」との考えだったとも語っていたとのことである。幣原の経歴からすると、れっきとした強固な保守主義者であることは間違いないが、マルクス主義哲学者古在由重とも姻戚関係にあり、批判的にはあれマルクス主義の洗礼も受けているようで、とりわけ他国への侵略、干渉には断固として反対する平和主義者であったことも間違いなさそうである。

## (3) マッカーサー・幣原会談

その幣原が、ペニシリンを提供してもらったお礼の名目で、マッカーサーを訪問し、面談したのは1946年1月24日のこと、面談時間は正午から午後3時過ぎまで、3時間余り。ペニシリンのお礼にしては長すぎる。どんな話がなされたのであろうか。

まずマッカーサーの証言。1951年5月5日・上院軍事・外交合同委員会における証言、1957年憲法調査会渡米調査団高柳賢三会長宛書簡、1964年・マッカーサー回想録などがある。いずれも共通して伝えている。このうちマッカーサー回想録の一節を引用する。

### (マッカーサー回想録)

首相はそこで、新憲法を書き上げる際に、いわゆる「戦争放棄」条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切持たないことをきめたいと提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日かふたたび権力を握るような手段を未然に打ち消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起す意志は絶対がないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった。(中略)

私は腰が抜けるほど驚いた。(中略)

現在生きている人で、私ほど戦争と、それが引き起こす破壊を経験した者は恐らく他にはあるまい。何百という戦場で生き残った老兵として、原子爆弾の完成で戦争を嫌悪する気持ちは、最高度に高まっていた。私がそういった趣旨のことを語ると、こんどは幣原氏がびっくりした。よほど驚いたらしく、事務所を出る時には、顔を涙でくしゃくしゃにしながら「世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。しかし百年後には私たちは預言者と呼ばれますよ」と言った。(後略)

一方、幣原の直接証言は存在しない。しかし、幣原から話を聞いた人が書いた文書はある。大阪中学校(途中で学制改革で第三高等学校となる)、東京帝国大学を通じて同級で、

親友中の親友大平駒槌（おおだいらこまつち）に、会談当日に、幣原が会談内容を語り、それを大平から聞いて筆記したという同人の娘羽室ミチ子のメモがある。さらに幣原を師とも仰ぐ前出の秘書官平野が、生前、幣原から詳しく聞いていたことを、憲法調査会会長高柳賢三の求めに応じて、整理し、文章化して、1964年2月、憲法調査会に提出した「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」と題する文書がある。葉室メモは簡潔ではあるが、平野文書と内容は一致している。ここでは長くなるが平野文書から一部抜粋してみよう。

#### （平野文書）

昭和26年2月下旬のこと。同年3月10日、先生が急逝される旬日ほど前のことであった。場所は世田谷区岡本町の幣原邸であり、時間は2時間ぐらいであった。（中略）

（問）実は憲法のことですが、私には第9条の意味がよく分かりません。あれは現在占領下の暫定的な規定ですか、それなら了解できますが、そうすると何れ独立の暁には当然憲法の再改正をすることになる訳ですか。

（答）いや、そうではない。あれは一時的なものではなく、長い間僕が考えた末の最終的な結論というようなものだ。

（中略）

（問）お話の通りやがて世界はそうなると思いますが、それは遠い将来のことでしょう。しかしその日が来るまではどうする訳ですか。目下のところは、差当りは問題ないとしても、他日、独立した場合、敵が口実をつけて侵略したらです。

（答）その場合でもこの精神を貫くべきだと僕は信じている。そうでなければ今までの戦争の歴史を繰り返すだけである。しかも次の戦争は今までとはわけが違う。僕は第9条を堅持することが日本の安全のためにも必要だと思う。

（中略）

（問）（前略）一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。（中略）あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思いますが。

（答）そのことは此处だけの話にしておいて貰わねばならないが、（中略）

豪州その他の国々は日本の再軍備化を恐れるのであって、天皇制そのものを問題にしている訳ではない。故に戦争が放棄された上で、単に名目的に天皇が存続するだけなら、戦争の権化としての天皇は消滅するから、彼らの対象とする天皇制は廃止されたと同然である。（中略）

この構想は天皇制を存続すると共に第9条を実現する言わば一石二鳥の名案である。もっとも天皇制存続と言ってもシムボルということになった訳だが、僕はもともと天皇はそうあるべきものと思っていた。（中略）

日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を維持する神主のようなものであつ

て、むしろそれが天皇本来の昔に戻ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにも良いと僕は思う。

この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君（憲法問題調査委員会委員長）にさえも打ち明けることのできないことである。

（中略）

（問）元帥は簡単に承知されたのですか。

（答）マッカーサーは非常に困った立場にいたが、僕の案は元帥の立場を打開するものだから、渡りに舟というか、話ほうまく行った訳だ。しかし第9条の永久的な規定ということには彼も驚いていたようであった。僕としても軍人である彼が直ぐには賛成しまいと思ったので、その意味のことを初めに言ったが、賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった。

（中略）

幣原は、心底から戦争の放棄と戦力不保持、即ち絶対的平和主義の憲法制定を提案している。しかも決して一時的な方便としてではない。

#### （４）マッカーサーにとっての決定打

マッカーサーとしては、占領目的を早期に達成し、成功裡に終えるためには天皇および天皇制を利用しなければならない。これまで副官フェローズは、得意の心理戦で、本国をはじめ連合連諸国の政府や国民世論を抑えるための布石を着々と打ち、それらの石が生き始めてきた。お目付け役のジョージ・アチソンさえも今は天皇および天皇制の利用に賛意を表しているではないか。しかし、まだ決定打にはなっていない。そこへ当の日本の首相から、戦争の放棄と戦力不保持の申し出がなされた。しかも、彼は、天皇に政治的実権は不要だとも考えている。これをワン・セットにして憲法に書き込めば、きっと本国をはじめ連合連諸国の政府や国民世論も承知するだろう。天皇および天皇制の利用はこれで貫徹できる。よし、これで決まった、とマッカーサーは小躍りして喜んだに違いない。

早速、翌1月25日に、やかましく言ってきたJCSへの回答として、陸軍参謀総長ドワイト・アイゼンハワーに対し、以下の返電を送った。

WX85811を受けとって以来、天皇に対してとりうる刑事上の措置につき、与えられた条件の下で調査がなされてきた。過去10年間に日本帝国の政治決定と天皇を多

少なりとも結びつける明確な活動に関する具体的かつ重要な証拠は何ら発見されていない。(中略)

もしも天皇を戦犯として裁判かけるべきだというのであれば、占領プランに大きな変更がなされなければならない。彼を起訴すれば、間違いなく日本人の間に激しい動揺を起すことであろうし、その反響は計り知れないものがある。

天皇はすべての日本人を統合するシンボルである。彼を滅ぼすことは国を崩壊させることになる。(中略)

占領軍を大幅に増大することが絶対に必要となってくる。それには最小限100万の軍隊が必要となろうし、その軍隊を無期限に駐屯させなければならないような事態も十分ありうる。それに加えて何十万人かの外国人文官を導入することが必要となるかもしれない。天皇を戦争犯罪者として裁判にかけるべきか、否かの決定は、このように高度な政策決定の問題を含んでいるから、私は、そのような勧告をすることは適当とは考えられない。

しかし、もしも連合国の首長たちがそう決断しようというなら、上記の方策は不可避と考え、勧告する。

なんとも大胆な開き直りである。ついにフェラーズの心理戦は成功した。天皇および天皇制利用のシナリオは完成した。

## 5 日本側の動き—天皇大権を存続させたい！

これまで述べたところでは、幣原を除いては、日本側の動きはあまり見えてこないが、日本政府当局者の主流は、当然のことながら天皇制にはできるだけ手をつけず、そのまま残したいと考えていた。また天皇側近グループも思いは同じであった。ここでは政府当局者主流の動きを憲法改正作業に関連して見ていくこととする。

憲法改正作業に最初に取り組んだのは、東久邇宮内閣の副首相格の無所任大臣近衛文麿であった。近衛は、1945年10月4日、GHQにマッカーサーを訪ね、面談した。この日、マッカーサーは政府に対し、面談外で、政治犯釈放命令を発している。この面談では、マッカーサーは近衛に対し、日本は憲法改正をして自由主義的要素を充分取り入れる必要がある、と指摘したようである。近衛はこれを自分に対する指示と受け止め、早速、内大臣木戸幸一と諮って憲法改正作業に着手することになる。近衛は、大学時代の恩師、佐々木惣一博士を内大臣府御用掛に任命してもらい、佐々木博士とともに憲法改正案の検討を始めた。近衛と佐々木博士の憲法改正案検討作業は、11月1日、マッカーサーによる近衛の憲法改正作業否認声明にかかわらず続けられ、11月下旬には、近衛自身作成の「要綱」と、佐々木博士作成の「憲法案」とができあがる。しかし、いずれも天皇の統治権、天皇大権を残そうとするもので、大山鳴動、鼠一匹のたぐいである。

10月11日、新首相幣原はマッカーサーと面談。マッカーサーは幣原に対し、①婦人解放、②労働組合結成の助長・促進、③教育の自由化・民主化、④秘密的弾圧機構の廃止、

⑤経済機構の民主化の五大改革を指令がなされたが、憲法改正問題については、直接の言及はなかった模様である。しかし、水面下ではGHQ筋から新内閣に対して憲法改正の検討要請があったことは間違いないようで、ここでもあのフェローズが動いているようである。

幣原内閣は、25日、閣内に憲法問題調査委員会が設置し、松本蒸治国務相（東大教授で商法学の権威とされる。）を委員長とした。しかし、松本委員長は、すぐに憲法改正作業を進めていく意思はなく、「(憲法問題調査委員会の目的は)必ずしも憲法改正を目的とするものではなく、調査の目的は、改正の要否および改正の必要ありとすればその諸点を明らかにすることである」と記者会見で語っていた。

近衛の憲法改正作業といい、松本委員長の発言といい、ここまではまるでポツダム宣言にこめられた根本的変革の必要性に関する認識が全くないかのように事態が進んでいる。しかし、11月1日、近衛の憲法改正作業がマッカーサーによって否認されるに及んで、ようやく憲法問題調査委員会も、のんびり構えていることはできないことを悟り、一步踏み出す。12月8日、憲法問題調査委員会の議を経て、松本委員長は、はじめて憲法改正の方向を4項目にまとめて公表した。これを後に松本四原則と呼ぶこととなったが、この松本四原則の第一原則には「天皇が統治権を総攬せられるという大原則にはなんら変更を加えないこと」とされていた。この原則にも基づく改正案作りの結果、どういうものができるかは予測の範囲内であろう。実際、後に1946年2月8日GHQに提出された甲案、同月1日、毎日新聞にスクープされた宮沢甲案、後に公表された乙案なるもののもいずれも天皇を統治権の総攬者とし、天皇大権を規定しようとするものであった。

## 6 米国本国政府はどう対応したか

### (1) SWNCC 228

まず1946年1月7日付「日本の統治体制の改革」と題する政策文書（SWNCC 228）によって、米国政府は、憲法改正を含む統治体制の改革に関するマッカーサーへの指針を打ち出した。これは、GHQ草案づくりの指針となった重要な文書である。憲法改正に関する指針と天皇および天皇制に関する指針をピックアップすると以下のとおりである。

(憲法改正に関する一般的指針)

日本国民が、その自由意思を表明しうる方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること

(天皇および天皇制に関する指針の骨子)

- ・ 日本における最終的な政治形態は、日本国民が自由に表明した意思によって決定されるが、天皇制を現在の形態で維持することは不可
- ・ 日本国民が天皇制は維持されるべきではないと決定したとき  
国民を代表する議会優位、国務大臣は文官であることを要する。

- ・ 日本国民が天皇制を維持すると決定したとき  
国民を代表する議会在選任した国務大臣は議会に連帯責任を負う内閣を構成する。  
天皇は一切の重要事項について内閣の助言に基づき行動する。  
天皇は、旧憲法に規定する軍事的権能をすべて剥奪される。  
内閣は天皇に助言を与え、天皇を補佐する。

## (2) SWNCC 209-1へ

1945年10月18日には、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）は「天皇制の取り扱い」と題するドラフト文書（SWNCC 209-D）を起草、具体的取り扱いの検討の指針を提起した上で、傘下の極東小委員会（SFE）に具体的検討を指示した。これに基づいてエドウィン・ライシャワーが中心となって作業が進められ、憲法改正にかかるGHQ草案に遅れること二週間、1946年2月28日に、「天皇制の取り扱いについて」と題する原案（SFE 141）が作成された。これが親委員会の討議を経て、最終的に、4月11日、一部訂正のうえ承認されて「天皇制の取り扱い」と題する確定文書（SWNCC 209-1）となった。これは次のように述べている。

- ・ 1946年1月7日付「日本の統治体制の改革」と題する文書（SWNCC 228）ですでに実行されている政治改革との関連で、とくに天皇制改革として留意する点は次のとおりである。
  - (イ) 大日本帝国憲法第1条、3条および4条を精神・文言両面で改正し、天皇は神聖、不可侵であるのではなく、憲法に従わねばならないことを明記すべきである。
  - (ロ) 天皇の神聖と天皇への盲目的献身の意識を吹きこむために公立学校を利用してはならない。皇位の由来が神にあり、天皇が神であるといういかなる叙述も教科書から排除され、公立学校内にある奉安殿の御真影も撤去される。また天皇および御真影への強制的服従（敬礼）は禁止され、教育勅語を読む儀式は一切許されない。
  - (ハ) 天皇を神秘のベールで包み普通の人間から隔離し、畏敬の念を起させる人にする極端な手段は許されない。
- ・ 天皇の神格を否定した1946年1月1日のいわゆる「人間宣言」はたいへん結構である。天皇はもっと一般の日本人や外国人と自由に平等の立場で接触をはかり、「天皇の意思」が真にどの辺にあるかを示すべきである。しかし、最高司令官は、これらの天皇の行為が全く自発的になされていると日本の国民にとられるような影響力を行使すべきである。云々。

これにより、マッカーサーの措置をすべてオーソライズしたことになるのである。

## 7 マッカーサーの最後の妙手

少し戻るが、1月24日のマッカーサー・幣原会談の後、マッカーサーの動きは、大胆



であり、かつ素早かった。天皇および天皇制を維持するなら、それは現行憲法とは異なるものであることを明確にし、改正憲法もしくは新憲法に書き込まなければならない。そのためには二つの難関を突破しなければならない。一つは、憲法改正もしくは新憲法の制定は「日本国民が、その自由意思を表明しうる方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること」とされた本国政府の設定したルールをクリアすること、もう一つは、前年12月27日に設置が決まった連合国・極東委員会活動を開始すると、マッカーサーの権限は、その監督下に置かれ、いかなマッカーサーでも勝手なことはできなくなるので、その本格的な活動前に決着しなければならないということである。

### (1) 連合国・極東委員会との前哨戦

連合国・極東委員会とは、1945年12月27日、モスクワで行われた米・英・ソ三カ国外相会議において合意された対日占領に関するGHQ、マッカーサーを監督する連合国11カ国の合議制機関であり、憲法改正もその所管事項であった。それはワシントンに設置され、その第1回会議は、1946年2月26日、同地で開催されることになっていた。

マッカーサーの秘策は、極東委員会が本格的に活動する前に前に天皇および天皇制の取り扱いに決着をつけ、新憲法制定に道筋をつけてしまうということであった。

1月17日以来、その前哨戦が始まっていた。

同日、来日中の極東諮問委員会（連合国の対日占領政策に関する諮問機関で、これが後に決定機関たる極東委員会に改組される。）のメンバーと会談した民政局次長チャールス・ケーディスは、憲法改正に向けて民政局が研究をしているのではないかと質問をしたフィリピン代表トーマス・コンフェソールに対し、「していません。民政局は、憲法改正は日本の統治構造の根本的変更に関する長期的問題であり、貴委員会の権限の範囲に属するものと考えております」と答えた。

同月29日、マッカーサーは、同委員会メンバーとの会見で、「憲法改正問題は、モスクワ協定によって、私の手を離れてしまった。今後の作業がどのようにすすめられるのか全くわからない。私が日本で最初の指令を出した時には、この問題の権限は私にあった。私は示唆を与え、日本人は私の示唆にもとづいて作業を始めた。ある委員会が憲法改正を行う目的でつくられたが、この作業へのGHQの関与につき、最高司令官は、いかなる行動をとることもやめている。私はなんらの命令も指示も発しておらず、指示だけに限定している。（中略）憲法の内容がいかに立派で、よく書かれていても、武力によって日本に押し付けられた憲法は、武力が存在する限り続くであろうが、軍隊が撤退し、日本人が自由になるとともに、日本人はその憲法を廃止してしまうだろう。・・・私はこのことを信じて疑わない」と述べた。

マッカーサーは、極東委員会を油断させたのだ。

### (2) 極東委員会出し抜きのプロポーズ

ここにおもしろい資料がある。GHQ民政局長コートニー・ホイットニーのマッカーサー

一に宛てた2月1日付の長文のメモである。以下のように述べている。

「日本の統治機構について憲法上の改革を行うという問題は、急速にクライマックスに近づきつつある。日本の憲法の改正案が、政府の委員会や私的な委員会によっていくつか起草された。次の選挙の際に憲法改正問題が重要な争点になるといいうことは、大いにありうることである。

このような状況のもとで、私は、閣下が最高司令官として、日本の憲法構造に対する根本的改革の問題を処理するに当たってどの範囲の権限をもつか、日本政府によってなされる提案の承認または拒否をなしうるか、あるいはまた日本政府に対して命令または指令を発しうるか、という問題について考察した。私の意見では、この問題についての極東委員会の政策決定がない限り一いつまでもなく同委員会の決定があればわれわれは拘束されるが一閣下は、憲法改正についての占領と管理に関する他の重要事項の場合と同様の権限を有されるものである。」

ホイットニーは、軍歴の傍ら、コロンビア・ナショナル・ロー・スクールの夜間部に学び、弁護士資格を有し、戦間期に約13年間、フィリピンで弁護士業務に従事した経験がある。さすがに法令の機微をわきまえ、その隙間さがしには長けている。おそらくこのようなメモが作成されるにはこれよりも少し前に、マッカーサーから下問があった筈だ。

### (3) マッカーサーの最後の妙手

マッカーサーは、上記の二つの難関を切り抜けるために、日本政府の憲法改正案の提出をまたずに可及的速やかにGHQ側においてモデル案を作成し、日本政府に提示すること、日本政府にはこれに準拠して「自主的」に憲法改正案を作成させる、このような妙手を考案した。いや、この妙手は、マッカーサー・幣原会談で話し合われ、合意に達した新憲法制定シナリオだったのであろう。

2月1日、毎日新聞は、憲法問題調査委員会で検討されていた憲法改正試案をスクープした。これは同委員会で検討されていたいくつかの案のうちでは一番まじだといわれる宮沢甲案といわれるものであったが、「第1条 日本国は君主国とす」「第2条 天皇は君主にしてこの憲法の条規に依り統治権を行う」などとあり、毎日新聞記者も「あまりにも保守的、現状維持的のものにすぎないことを失望しない者は少ないと思う」と厳しい批判のコメントを加えていた。

この特ダネをとった毎日新聞記者西山柳造は、「誰もいない首相官邸1階の憲法問題調査委員会の事務室の机の上に放置された草案の冊子を社に持ち帰って大急ぎで手分けして筆写したうえ、約2時間後に誰もいない事務所に戻り、元の机に返した。」とことの顛末を手記にしたためた。元祖・西山事件のようだ。しかし、これが問題にされた痕跡はない。彼が記事を書き、掲載されたのは1946年2月1日の朝刊であるから、これはその前日、午後のできごとであらう。その日は木曜日。このようなことを誰にも見咎められずにできる

などとは到底考えられないだろう。従ってこの裏には、憲法問題調査委員会の事務局担当者らの黙認があったとしか考えられない。

これは、官製スクープであった。それは単に1月24日の会談において合意されたマッカーサー・幣原合作の新憲法制定シナリオの存在を裏付けるエピソードに過ぎないのである。

件の平野文書には、「憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打ち明けることのできないことである。」との打ち明け話もあった。

#### (4) GHQ草案作成命令

マッカーサーは、2月3日朝早く、ホイットニーといつものように話し合い、2月12日までに民政局において憲法改正原案を作成し、13日に日本政府に提示し、それに従い日本政府が「自主的」に憲法改正案を作成させることを指示した。マッカーサーがこのとき示した憲法改正案原案の指針3項目を手書きしたメモランダムをホイットニーに交付した。これがマッカーサー3原則と呼ばれるものである。しかし、私は、マッカーサー・幣原3原則というべきだろうと考えている。それは以下のとおりである。

##### ① 天皇は、国の最高位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に應えるものとする。

##### ② 国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための予防手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための戦争をも放棄する。日本のは、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸空海軍をもつ権能は、将来も与えられることなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

##### ③ 日本の封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。

華族の地位は、今後はどのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない。予算の型はイギリスの制度にならうこと。

これに基づき、有能かつ理想的憲法をつくることに情熱を燃やした25人の民政局のメンバーが9日間、密室にとじこもり文字通り精魂傾けて、期日どおり12日に憲法改正案原案を完成させた。天皇の地位を国民の意思に基づくものとし、日本国および日本国民の統合の象徴とする象徴天皇制が、ようやくにして公然たる形をとって提示された。実に長

い道のりであった。

あとは多少の紆余曲折はあったが、マッカーサー・幣原合作のシナリオどおり進行したに過ぎない。

#### (5) 象徴天皇制規定の由来

GHQ民政局のスタッフが、憲法草案を起草するにあたり直接のガイドラインとしたのは、マッカーサー3原則の第1原則を原文で引用してみよう。

##### (原文)

The Emperor is at the head of the State.

His succession is dynastic.

His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsible to the basic will of the people as provided therein.

##### (訳文)

天皇は、国の最高位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に応えるものとする。

3月13日、日本政府に交付されたGHQ草案では、天皇に関する規定は、上記に対応して以下のように成文化された。

##### (原文)

article i.

The emperor shall be the symbol of the state and the unity of the people, deriving his position from the sovereign will of the people, and from no other source.

article ii.

Succession to the imperial throne shall be dynastic and in accordance with such imperial house law as the diet may enact.

article iii.

The advice and consent of the cabinet shall be required for all acts of the emperor in matters of state, and the cabinet shall be responsible therefor.

The emperor shall perform only such state functions as are provided for in this constitution. he shall have no governmental powers, nor shall he assume nor be granted such powers.

The emperor may delegate his functions in such manner as may be provided by law.

##### (訳文)

第1条

天皇は日本国の象徴であって、日本国民統合の象徴である。その地位は主権者である

国民の意思に基づくものであり、他の如何なる源泉にも基づかない。

## 第2条

皇位の継承は世襲であり、国会の制定する皇室典範に従う。

## 第3条

国事に関する天皇の一切の行為には内閣の輔弼及協賛を要し、内閣がその責任を負う。

天皇はこの憲法の規定する国家の機能をのみ行い、政治上の権限を有せず又これを把握し又は賦与せられることはない。

天皇はその機能を法律の定めるところに従い委任することを得。

マッカーサー3原則第1項と対照して、すぐ気付くことは、ここには「天皇は日本国の象徴であって日本国民統合の象徴」であること、即ち象徴天皇制が明確に規定されていることである。どのような経緯によってこのように規定されるに至ったのであろうか。

まず、あの天皇および天皇制を利用する心理戦のバイブル「日本計画（最終草稿）」には、「天皇の象徴的側面」の利用価値を繰り返し強調し、それを心理戦の武器とすることを賞揚していた。フェラーズが、1945年10月2日付の覚書の中で、「彼ら（日本国民）の天皇は、祖先の儀徳を伝える民族に生ける象徴である。」「日本国民は、かりに彼らがそのような機会を与えられるとすれば、象徴的国家元首として天皇を選ぶであろう。」と述べているのも、さらにマッカーサーが1946年1月25日、米国陸軍参謀総長アイゼンハワーに送った回答電文中で、「天皇はすべての日本人を統合するシンボルである。彼を滅ぼすことは国を崩壊させることになる」と述べているのもこれを敷衍したものである。

心理戦の系譜とは別に、グルーが1942年12月14日、ホーンベックに送った手紙の中で、「象徴として、天皇制はかつて軍国主義崇拜に役立ったと同様に、健全かつ平和的な内部成長にとっての礎石としても役立っている」と述べ、天皇を象徴とみなす考えを披露している。おさらいをしておく、これは米國務省内に設置された戦後対外政策諮問委員会の領土小委員会が活動を開始する1943年3月の少し前のことで、この委員会には、ボートン、ブレイクスリー、バラントインらとともにホーンベックも加わっていた。

しかし、GHQ草案起草を統括する運営委員会の責任者・ケーディスは、自己を含む運営委員会のメンバーと、天皇・条約・授権規定に関する小委員会を担当したリチャード・プール少尉、ジョージ・ネルソンらが、草案作成過程で発案したものであることを強調し、これらとは全く無関係であると断言している。

ケーディス自身は、英連邦の「ウェストミンスター憲章」とその基礎になったパルフォア報告書（1926年、パルフォア伯爵が英国議会上に提出し報告書）を貪り読んだ記憶があると述べている。その「ウェストミンスター憲章前文」には「王位（クラウン）はイギリス連邦構成国の自由な連合の象徴であり、構成国は、王位（クラウン）に対する共通の忠誠によって結合されている」と定められている（中村政則「象徴天皇制への道—米国大使グルーとその周辺—」岩波新書）。

担当小委員会責任者リチャード・プールは、「象徴」は「ウェストミンスター憲章」からとったことを明言した上、「〈シンボル〉という言葉は、旗とか紋章とかの物質を連想しやすいのですが、英語では、精神的な意味も強く含んだ言葉です。日本の憲法学者は、現行憲法第1条の〈シンボル〉という表現がどこから来たか非常にこだわっているようですが、アメリカ人ならば十人が十人とも精神的な要素も含んだ高い地位という意味を、すぐ理解する言葉です。〈シンボル〉というのはいい表現だと思いました」と述べている。

なお、日本国憲法制定史の研究者であるメリーランド大学名誉教授セオドア・マクネリーは、マッカーサーの示した「The Emperor is at the head of the State.」の訳文として、「天皇は国の元首の地位にある」（たとえば高柳賢三ほか「日本国憲法制定の過程」有斐閣）というのは間違いである、天皇は国の元首の地位にある」の英文は「The Emperor is the head of State.」である、「The Emperor is at the head of the State.」は「天皇は国のトップ（最高位）にある」と訳すべきだとも述べている（鈴木明典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」創元社）。天皇を元首と改正せよという改憲論の一つの論拠も、もろくも崩れ去ったと言うべきである。

いずれにせよ、GHQ民政局の憲法草案起草チームには、象徴天皇制を生み出す知的バックグラウンドが存在していたのであり、彼らの真摯な討議の中から象徴天皇制の規定が生み出されることになったことは間違いのない。それは彼らが、天皇および天皇制利用の心理戦に加わったことを意味するものではなく、それとは別の次元で、置かれた条件のもとで彼らの持てる力を最大限発揮し、日本国民へ大きなプレゼントを残したものと評価すべきことではなかろうか。

## 第5 終章

### 1 独白録の成立事情

#### (1) 昭和天皇の回想談の目的

本小論の冒頭で、独白録の結論部分、昭和天皇が最も力を入れた太平洋戦争開戦にかかわる弁明を引用したが、最後にもう一度独白録に迫ってみよう。

独白録によると、昭和天皇からの聞き取りの日時、状況、および記録作成状況は以下のとおりである。年次は、いずれも1946年である。

- |     |       |                     |
|-----|-------|---------------------|
| 1回目 | 3月18日 | 午前10時15分より午後0時45分まで |
| 2回目 | 同月20日 | 午後3時より5時10分まで       |
| 3回目 | 同月22日 | 午後2時20分より3時30分まで    |
| 4回目 | 4月8日  | 午後4時30分より6時まで       |
| 5回目 | 同月同日  | 午後8時より9時まで          |

聞き取りに立会いをしたのは、宮内大臣松平慶民（旧福井藩主松平春嶽の三男）、侍従次長木下道雄（侍従長藤田尚徳は病気のため）、宗秩寮総裁松平康昌（旧福井藩主松平春嶽の孫）、稲田周一内記部長および寺崎英成御用係の5名であった。このうち1回目から3回目までは、昭和天皇は、風邪のためベッドを政務室に持ち出し、横臥したまま語っている。4回目と5回目は、葉山御用邸に休養中の昭和天皇を5名が訪ね、聞き取りをしている。記録は稲田が作成し、不明瞭なところは木下が逐次昭和天皇に聞き、添削を加えたということである。

御用掛寺崎は外務省の高官、太平洋戦争開戦時には在米日本大使館にあって一等書記官をしていた。彼の妻、グェンドレン・ハロルドは米国人で、フェラーズとは親戚（一説には「いとこ」とある。）であった。寺崎は、戦後、GHQとの関係を司る外務省の外局・中央連絡会議に在籍していたが、フェラーズから吉田外相にGHQと宮中のパイプ役をつくることを要望があり、1946年2月から、宮内省御用掛として天皇の側に仕えることになったのであった。フェラーズの要求があったのだろう。

その寺崎は、そのようにして作成された正式記録に基づいて、6月1日、今、独白録と読んでいる冊子を書き上げたのである。おそらく正式記録は、今も、宮内庁に保管されていることであろう。

この昭和天皇の回想を語る場面について一言。風邪で寝込んでいるところ、あるいは休養中のところをおして、昭和天皇が、5名の側近の者らに、第一次大戦後の米国における排日差別に遡る「大東亜戦争の遠因」からポツダム宣言受諾の「聖断」に至るまで約20年に及ぶ回想談を語り、それを記録させたというのである。それと記録作成者が、詔書、詔勅などの天皇の正規の文書を作成する内記部長の稲田であったことを考えると、これは戦争犯罪者として訴追されることを防ぐための弁明書づくりであったことは、容易に推認できる。

しかるに「文藝春秋」・1991年1月号に載った伊藤隆（東京大学教授）、児島襄、秦郁彦（拓殖大学教授）、半藤一利（昭和史研究者）の座談会において、まさにそのような弁明書づくりであり、寺崎が独白録を作成したのはGHQへ提出するためであろうと主張する秦に対し、伊藤、児島の両名は、昭和天皇の私的な内輪話に過ぎないとして、次のように放言をし、嘲笑しているのである。

伊藤 これは、秦さんのいう英文が出てきたらカブトを脱ぎますがね（笑）。

児島 せいぜい秦さんにお探しいたしましょう（笑）。

## （2）独白録の英訳文の発見—フェラーズ文書中に

一橋大学教授吉田裕は、早くも、1992年12月21日第1刷発行の「昭和天皇と終戦史」〈岩波新書〉の中で、GHQ参謀2部（G2）部長チャールズ・ウィロビー少将の回想録、「知られざる日本占領」（番町書房）の中の次の一節を捉えて、昭和天皇のこの回想

談の記録の英訳文の存在を指摘していた。

「東京の私の情報部は、公的に圧力をかけるという手段ではなしに、私的ルートを通じて天皇側近のある最高官吏から機密書類を入手し、さらに彼の考えを述べさせて、文書化することに成功した。(中略) これらの文書はきわめて重要な歴史文書だといえる。大日本帝国が崩壊に瀕しているまぎわにおける、天皇の奇妙なまでに生々しい姿や、降伏時における天皇の役割がくっきりと浮き彫りにされているのである」

その後、伊藤、児島の「予言」どおり、実際に独白録の英訳文が出てきたのであった。もっとも探したのは秦ではなく、東野真をチーフとする、NHK取材班であった。彼らは、1996年5月、同年6月23日放映されたNHKスペシャル「秘録 高松宮日記の昭和史」の番組作りで、あのフェラーズの一人娘ナンシー・フェラーズ・ギレスビーを訪ね、裏づけのためフェラーズの残した文書資料に目を通させてもらっていたときに、A4紙8枚にタイプされた不思議な文書を発見したのであった。それが独白録の英訳文だったのである。文書の余白には、フェラーズの筆跡で「BY Hidenari Terasaki」と鉛筆書きされていた。伊藤、児島の面目丸つぶれである。

東野は、この英訳文は、独白録の作成日付となっている1946年6月1日よりも前、同年4月23日ころにフェラーズにわたったであろうと推認している。その決め手になったのは木下の「側近日誌」(文藝春秋)と寺崎の「御用掛日記」(文藝春秋)である。弁明書づくりが終わった4月8日以後の「側近日誌」と「御用掛日記」を追っていくとそれはわかる。昭和天皇および木下は、寺崎を通じ、フェラーズにマッカーサー・天皇の第2回会見の設定を交渉し、一旦は4月23日午前10時30分と決まったが、それが政局の関係で、延期になってしまった。その会見に向けての「御会話資料」が何回も「側近日誌」、「御用掛日記」に出てくる。それは、独白録であり、またその英訳文であるとの推理は、初級者レベルでもできる。4月23日の夜、寺崎はフェラーズと会う。その前に木下から寺崎の裁量で「機密話してよし」と許可を得たことを日記に書いている。

同月3日、連合国・極東委員会、天皇を戦争犯罪者から除外することを決定、その通知が東京に届いたのは同月23日であった。

一方、極東軍事裁判の国際検察局は、ソ連検察陣が着任しないまま、4月5日、暫定的に26名の被告を選定した。ソ連検察陣が来日したのは13日であった。彼らは、17日に行われた参与検察官会議で既に決定していた26名に、5人追加することを要求した。しかし、その中に天皇は入っていなかった。かくして4月29日、国際検察局が公表した起訴状には、28名の被告の名前が記載されていたが、勿論天皇は入っていない。

ところで昭和天皇の弁明書づくりは、既に述べたように、1945年12月4日以来、事実上始まっていた。木下の「側近日誌」から拾うと以下のとおりである。

12月4日



尚、戦争責任者について色々御話あり。右は非常に重要な事項にしてかつ外界の知らざる事あり。御記憶に加えて内大臣日記、侍従職記録を参考として一つの記録を作り置くを可と思ひ、右お許しを得たり。

12月7日

午前、侍従長室に侍従長、内記部長と三人、木戸侯の文書の事につき協議。兎角松平君相手に側近の時局に関する文書を纏める事とす。

1946年2月25日

とにかく側近としても、陛下の御行動につき、手記的のものを用意する必要なきやにつき御下問あり。これは発表の有無は別として、内記部長を専らこれにあたらしむべきことを申上ぐ。

### (3) 昭和天皇回想談はなぜ急いだかーこれもフェラーズの心理戦なり

3月18日からの作業は、その延長線上にある。しかし、上述の如く、いきなり異様な状況、異様なほどの切迫感をもたらされるようになってしまった。一体何があったか。

寺崎が正式に御用掛に任じられたのは2月20日、天皇とはじめて対面できたのは3月9日であった。寺崎は、フェラーズに早速報告した。このころ、フェラーズは、日本の関係者に、3月2日の極東軍事裁判国際検察局の執行委員会で、被告選定作業が開始されたこと、オーストラリアのマンズフィールド検事が、天皇を含む戦争犯罪者のリストを提出し、天皇の訴追を強く主張したことを伝え、天皇自身の開戦責任に関する弁明書をつくることを要求していた。当然、寺崎にも伝えたであろう。その要求が、寺崎を通じて、天皇および側近に届いたのである。

もともとフェラーズにとっては「マッカーサーの協力者として占領を円滑ならしめつつある天皇が裁判に出されることは本国におけるマッカーサーの立場を非常に不利にする。これが私のお願いの理由だ。」というわけで、独自の心理戦を戦っているのであった。

## 2 まとめ

「立憲君主制と象徴天皇制の間」と題して、長々と論じてきたが、このあたりでまとめをしておくこととする。

以上述べたように天皇および天皇制の維持は、GHQ/SCAP・マッカーサーが主導して決定したのであり、米国本国政府や連合軍諸国政府は、それを追認したに過ぎないことは明らかである。そこにはマッカーサーの千軍万馬の働きが認められる。ではマッカーサーにそのように推し進めさせたものは何であろうか。

マッカーサーは、米国陸軍トップの地位にある高官として権威への親和性を持ち、自己に subject to することになった昭和天皇に対し個人的にも感慨をもったことであろう。しかし、マッカーサーを突き動かしたものはそのような個人的感慨ではなく、占領政策を効率的かつ平穩に遂行するために昭和天皇を利用できるという昭和天皇の利用価値こそがはるかに大きな意味を持ったのである。マッカーサーにとっては、武器をもった戦時下の戦いから権力をもった平時における戦いに局面が移動したに過ぎず、昭和天皇の利用は戦時下

における戦いの一側面である心理戦の延長であった。

それと同時にマッカーサーが本国政府や連合軍諸国政府を自己の決定に従わせ、日本政府をそれに協力させるためにとった戦略・戦術もまさに戦時下の心理戦の延長線上のものであった。そしてそれを支えたのは、民政局をはじめ有能なGHQスタッフの実務的働きも勿論であるが、それ以上に心理戦のプロであるフェローズの存在と働きが大きくものをいったのである。

私は、日本国憲法に規定する象徴天皇制はこのような由来をもち激戦のあとをとどめているものとして把握しておく必要があることを強調しておきたいのである。

(了)